

## 裁 決 書

審査請求人

横浜市栄区庄戸 3-25-7

比留間 哲生

横浜市栄区桂台西 2-16-25

長谷川 誠二

横浜市栄区公田町 774-5-28-4

柴田 哲夫

横浜市栄区庄戸 3-13-23

永田 親義

上記審査請求人から平成 23 年 2 月 23 日付で提起された審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求は、これを却下する。

### 理 由

本件審査請求の趣旨は、栄区役所（以下「栄区」という。）が実施した平成 22 年度栄区民意識調査（以下「意識調査」という。）に関し、アンケートの基本に反する不当な方法で横浜環状南線に関する意識を調査したものであり、その結果を税金を使って公表したことが、区市民を欺く、区市民への背信行為である等と主張するものである。

一方、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項によれば、法の趣旨は「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くこと」とされており、法に基づく審査請求の対象は、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」と解するのが相当である（最高裁判所昭和 43 年 4 月 18 日判決も同趣旨）。

本件審査請求は、意識調査の実施を問題にするものであるが、意識調査は区民ニーズの把握等のために栄区が任意に実施したものであることから、処分に該当しないことは自明であるし、公権力の行使に該当しないこともまた明らかである。

したがって、本件審査請求は不適法なものというほかなく、法第 40 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 23 年 4 月 8 日

横浜市長

林 文 子